

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第84回）議事概要

1 日 時

平成30年2月9日（金）12時56分～13時18分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、藤井 威生、
三友 仁志、山下 東子

（以上6名）

（2）総務省

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、荻原電気通信技術システム課長

（3）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について【諮問第3100号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から申請の平成30年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更の認可を行うもの。

（2）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

審議の結果、改正することが適當の部会決定をした。

【内容】

電気通信事業法第41条第3項の規定による「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者」に基づく、現行の電気通信事業法施行規則第二十七条の二の二第二項の基準（有料かつ利用者100万以上）を満たす電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定については、諮問を要しない軽微な事項とするもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・星

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp